

三重県広報動画テレビ企画制作及び放送事業仕様書

1 事業名

三重県広報動画テレビ企画制作及び放送事業

2 事業目的

県政情報、イベント、三重県からのお知らせ、三重県の相談窓口、注意喚起等を、映像（静止画含む。）と音声を用いた動画（以下「動画」という。）により、三重県内全域及び近隣県の多くの方々に、わかりやすく伝えることを目的とします。

また、テレビ放送（地上デジタル放送）やインターネット上において、動画を公開することにより、三重県内全域及び近隣県の多くの方々に、三重県の魅力を発信し、三重県への来県促進等につなげることを目的とします。

3 業務内容

(1) 実施する業務

- ① 県政情報、イベント、三重県からのお知らせ、三重県の相談窓口、注意喚起等に基づく動画を制作すること。
- ② ①で制作した動画をテレビ放送（地上デジタル放送）で放送（無料視聴）すること。
- ③ ①で制作した動画を放送後、インターネット上で同月中に公開（無料視聴）すること。

(2) 放送・公開媒体

- ① テレビ放送（地上デジタル放送）
- ② インターネット上の動画共有サイト

(3) 放送エリア

三重県内全域を必須とし、近隣県（愛知県、岐阜県等）についても可能な限り広いエリアを対象とする。

(4) 放送動画名

三重県戦略企画部広聴広報課（以下「県」という。）と協議を行うこと。

(5) 放送回数

- ① 令和5年4月からテレビ放送（地上デジタル放送）により、合計84回（原則毎月3回）以上の放送を定期的に行うこと。
※令和5年度中に42回以上、令和6年度中に42回以上放送すること。
ただし、三重県内全域で放送された時点をもって1回とする。
- ② 放送回数については、書面により県と協議を行うこと。

(6) 定期放送時期

令和5年4月から定期的に放送すること。

※取材及び編集時間を勘案し、令和5年4月分の放送については、放送回数を1回に減らし、別の月の放送回数を増やす等の対応も可能とするが、その場合は、県と協議を行うこと。

(7) 放送の長さ

放送時間は、1回あたり、4分(ステーションブレイク等を含む。)以上とする。

(8) 放送内容

① 県が毎月指定するテーマや内容について、三重県の取組をよりわかりやすく動画で放送すること。

② 県が毎月指定するイベントや三重県からのお知らせ等を動画で放送すること。

(9) 二次利用及び動画公開期間

① 三重県又は県が指定する者は、放送した動画又はインターネットで公開した動画を原則二次利用できるものとする。

なお、二次利用できる期間は、原則以下の通りとする。

・令和5年度放送回 令和7年3月31日まで

・令和6年度放送回 令和8年3月31日まで

二次利用できる期間を短縮する必要がある場合は、理由もあわせて企画提案書に記載すること。

② インターネット上での動画公開用に動画を必要に応じて編集すること。

③ インターネット上で公開する動画の期間は、原則以下の通りとする。

・令和5年度放送回 令和7年3月31日まで

・令和6年度放送回 令和8年3月31日まで

公開期間を短縮する必要がある場合は、理由もあわせて企画提案書に記載すること。

(10) 聴覚障がい者への対応

① 手話通訳及び字幕放送付きとすること。

② 手話通訳については、各地域によって意味や表現方法が異なるため、三重県内の聴覚に障がいのある方が理解できる手話通訳を行うものとする。

そのため、当該事業に関する手話通訳者は、手話通訳士資格を有し、三重県内で活動されている者を登用すること。

※手話通訳士とは、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)」に基づき、手話通訳技能について審査・証明事業を行う法人として、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験(手話通訳試験)に合格し、手話通訳士として登録を行った者であり、手話を用いて聴覚障がい者と聴覚障がいを持たない者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図ることを業とする者をいう。

③ 字幕は、映像と字幕で内容が理解できるように、説明や発言内容等を踏まえたうえで、シチュエーション説明や写真説明等も含めて、できるだけ丁寧に作成すること。

(11) 放送動画構成

放送動画名、オープニングタイトル、本編、エンドタイトル(三重県 県章付き)とする。

※三重県提供の番組であることが分かるように明示すること。

(12) 表現手法

取材により表現することとするが、タレント起用、CG・マスコットキャラクター・資料映像使用等の表現も積極的に活用する等、より多くの方々に視聴してもらえるような表現手法とす

ること。

(13) 視聴者の増加につながる取組

①可能な限り、テレビ放送(地上デジタル放送)により、定期放送の告知を行うこと。

なお、定期放送の告知は、3(5)①の放送回数に含めないものとする。

②動画の宣伝、動画視聴者数・動画再生回数の増加に向けた取組、視覚障がい者への対応、再放送の実施、視聴者からの意見募集等、県と協議のうえ、積極的に実施すること。

※特に、定期放送の開始前には、放送動画名(番組名)・放送日時等について、効果的な手段を用いて、可能な限り告知を行うこと。

③番組内の1コーナー等の提案も可とするが、その場合は原則新聞等の番組表のラテ欄に三重県提供の情報コーナーと分かるよう掲載し、周知を行うこと。

(14) 納品

①放送した動画を収録したデータをDVDで納品すること。

②インターネット上での公開動画(MP4形式:フルHD画質以上)のデータを納品すること。

(15) 視聴状況報告

放送後、放送動画毎の視聴率(平均視聴率及び占拠率)等の視聴状況がわかるもの又は放送動画に関するアンケート等を実施し、そのデータを取りまとめたものを報告すること。

(16) 県との調整

業務実施にあたっては、三重県の広報事業という目的を踏まえ、放送項目や取材先、表現手法、台本等に加え、原則、放送前の動画(完成版)の内容について、県と協議を行うこと。

(17) 動画放送日時等の変更

①動画放送日時等を変更しようとする場合は、事前に県と協議を行うこと。

②天災その他の不可抗力により動画放送が予定日時に行えなかった場合には、その事由及び代替案をもって県と協議を行うこと。

(18) 動画放送におけるリスク管理

①業務の実施に伴うリスク管理を万全に行うこと。

②動画の放送後に訂正事項がある場合には、対応策を含めて、速やかに県に報告のうえ、指示を受けること。

4 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

5 業務実施上の条件

(1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等の取材及び動画制作等の業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。

(2) 本業務の実施にあたっては、県との調整を十分に行い、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は執行上の疑義が生じた場合は、県と協議を行うこと。

(3) 本仕様に定めのない事項であっても、県が業務の履行に必要と指示する事項については、契約金額の範囲内で実施すること。